

1 入札参加者の社名や代表者の変更などの理由から予め紙入札を予定している場合

予め紙入札を予定している場合

紙入札を希望する者は、発注機関に電話等で事前の連絡をする。

承認を得る期限

上記の者は、「紙入札方式参加申請書」を発注機関に提出し承認を得る。

一般競争入札・・・競争参加資格確認申請書の提出期限
指名競争入札・・・入札書受付開始日の前日の午後5時
随意契約・・・見積書受付開始日の前日の午後5時

代表者の変更の場合は競争入札参加資格申請受付システムで「入札参加資格者登録の変更申請」を行う。

開札日

入札金額見積内訳書が必要な案件

- ①すべての建設工事
- ②設計額が500万円以上の建設コンサルタント(建築設計を除く)に係る設計委託
- ③すべての土木施設維持管理委託

入札金額見積内訳書の必要又は不要

必要

不要

開札時刻の30分前に 紙入札の入札参加者は入札金額見積内訳書を発注機関に提出する。

開札時刻の5分前に 紙入札の入札参加者は入札書又は見積書(代理人の場合は委任状を含む)を発注機関に提出する。

紙入札の入札参加者は、発注機関が電子入札システムに入力した「金額」や「くじ入力番号」を確認する。

発注機関は、落札者(落札候補者)決定、又は再度入札の日時を紙入札の入札参加者に伝える。

2 コンピュータ等の不具合が発生した場合

コンピュータ等の不具合が発生

紙入札を希望する者は、発注機関に電話等で紙入札による入札参加希望を申し出る。

申し出の期限

一般競争入札
競争参加資格確認申請書の提出時のコンピュータ不具合……申請書の提出期限
入札書の提出時のコンピュータ不具合……入札書の提出期限
指名競争入札
入札書の提出時のコンピュータ不具合……入札書の提出期限
随意契約
見積書の提出時のコンピュータ不具合……見積書の提出期限

上記の者は、電話連絡後、直ちにFAXで「紙入札方式参加申請書」を発注機関に送付する。

開札日

開札時間の30分前までに 紙入札を希望する者は「紙入札方式参加申請書」を発注機関に提出し承認を得る。

入札金額見積内訳書が必要な案件

- ①すべての建設工事
- ②設計額が500万円以上の建設コンサルタント(建築設計を除く)に係る設計委託
- ③すべての土木施設維持管理委託

入札金額見積内訳書の必要又は不要

必要

不要

開札時刻の30分前に 紙入札の入札参加者は入札金額見積内訳書を発注機関に提出する。

開札時刻の5分前に 紙入札の入札参加者は入札書又は見積書(代理人の場合は委任状を含む)を発注機関に提出する。

紙入札の入札参加者は、発注機関が電子入札システムに入力した「金額」や「くじ入力番号」を確認する。

発注機関は、落札者(落札候補者)決定、又は再度入札の日時を紙入札の入札参加者に伝える。